

○三田市就学援助規則

平成24年3月28日

教委規則第6号

改正 平成26年11月28日教委規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、三田市立学校(特別支援学校高等部を除く。以下「学校」という。)において経済的理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に対し就学援助費(以下「援助費」という。)を支給し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(平26教委規則11・一部改正)

(支給対象者)

第2条 三田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、三田市に住所を有し、学校に在籍している児童及び生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に援助費を支給する。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、教育委員会が別に定める援助費を支給する必要があると認めるもの

(平26教委規則11・一部改正)

(援助費の種類)

第3条 援助費の支給の対象となる費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 校外活動費
- (5) 修学旅行費
- (6) 学校給食費
- (7) 医療費

2 前条第1号に規定する要保護者で、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けているものは、前項各号(同項第5号を除く。)に掲げる費用に係る援助費の支給を受けることができない。

(援助費の支給金額)

第4条 援助費の支給金額は、教育委員会が別に定める。

(申請)

第5条 援助費の支給を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、就学援助申請書兼世帯票に支給対象者に該当することを証する書類を添えて、学校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が必要でないとき、添付書類を省略することができる。

(平26教委規則11・一部改正)

(認定及び通知)

第6条 教育委員会は、申請者からの申請を受理したときは、当該申請について審査を行い、認定又は不認定を決定しなければならない。

2 教育委員会は、援助費の支給を認定したときは認定通知書を、不認定としたときは不認定通知書を、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(支給期間)

第7条 教育委員会は、援助費を認定日の属する月の初日から当該日以後の最初の3月31日(援助費の支給を受ける資格を喪失した場合には、資格を喪失した日の属する月の末日とする。ただし、学校給食費にかかる援助費については、資格を喪失した日の前日とする。)まで支給するものとする。

(学校長への委任)

第8条 認定を受けた保護者(以下「被認定者」という。)は、援助費の全部又は一部に関する請求、受領及び執行について学校長に委任するものとする。

2 委任を受けた学校長は、援助費の請求、受領及び執行について、善良なる管理者の注意をもって事務を処理し、執行の内容について教育委員会に報告しなければならない。

(平26教委規則11・一部改正)

(支給方法)

第9条 教育委員会は、被認定者から委任を受けた学校長の請求に基づき、援助費を被認定者に対して支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号に掲げる費用について、それぞれ当該各号に定める方法により援助費の支給を行うものとする。

(1) 第3条第1項第6号に規定する学校給食費 学校給食費と援助費の振替をすることにより行う。

(2) 第3条第1項第7号に規定する医療費 生徒が治療等を受けた医療機関等からの請求により、当該医療機関等に支払うことにより行う。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特別な事情があると認めるとき学校長からの請求により、当該学校長に支払うことにより行う。

(平26教委規則11・一部改正)

(認定の取消等)

第10条 教育委員会は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、援助費の支給を既に受けているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段をもって認定を受けたとき。

(2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が援助費を支給することが不相当であると認めるとき。

(届出)

第11条 被認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を学校長を経由して教育委員会へ届け出なければならない。

(1) 申請内容に変更が生じる状況となったとき。

(2) 援助費の支給を受ける資格を喪失したとき。

(平26教委規則11・一部改正)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成26年教委規則第11号)抄

この規則は、平成27年4月1日から施行する。